

### 3. インタビュー調査

#### 3.1 都道府県

##### (1) 北海道（北海道環境生活部生活局くらし安全課）

「北海道犯罪被害者等支援基本計画」の策定、外部の有識者や関係機関を構成員とする「北海道犯罪被害者等支援推進委員会」の設置、「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の設置、「犯罪被害者等支援 道民のつどい」の開催など、「相談・情報提供」「普及啓発」「推進委員会運営」等の施策を広く実施している。

#### ■犯罪被害者等施策に取り組んだ背景及び経緯

- ・犯罪被害者等施策担当組織設置は、平成17年度の犯罪被害者等基本法の施行および犯罪被害者等基本計画の閣議決定を受け、平成18年4月にくらし安全課に専任の担当主査が設置されたことから始まっている。
- ・主な取り組みは「北海道犯罪被害者等支援基本計画」の策定（平成19年3月）、外部の有識者や関係機関を構成員とする「北海道犯罪被害者等支援推進委員会」の設置（平成19年7月）、「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の設置（平成19年8月）、「犯罪被害者等支援 道民のつどい」の開催（平成20年度から）など、「相談・情報提供」「普及啓発」「推進委員会運営」等の施策を広く実施している。

#### ■犯罪被害者等施策担当部局の体制

- ・くらし安全課（安全安心人権グループ）では、主幹3名、主査4名、担当3名の10人の体制であり、うち主幹1名と主査1名の2名で、犯罪被害者等施策を担当している。



課内に、被害者団体・被害者支援団体の募金箱や未使用切手等の提供を呼びかける箱を設置している。

被害者団体・被害者支援団体の募金箱等の設置

## ■支援制度の概要

- ・道営住宅の入居申し込みにおいて犯罪被害者等への優先措置を実施している。平成21年4月以降の公募から適用している。

項目	内容
道営住宅の入居申し込みにおける犯罪被害者等への優遇措置	<p><b>対象者</b>：犯罪等により被害を被った日から5年を経過していない者で、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪等により収入が減少し生計維持が困難になった者</li><li>・現在入居している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続ける事が困難となった者</li></ul> <p><b>条件</b>：犯罪被害者等であることを確認できること。このため、警察への確認あるいは公的機関発行の書面や申告の内容を客観的に証明する書面を要することがある。</p> <p><b>優遇の内容</b>：抽選の際の当選率の引き上げ（抽選番号を1増加）</p> <p><b>周知方法</b>：警察署にチラシを備え付けるとともに、各支庁及び土木現業所建設指導課が入居者募集の際に配布する手引きに明記。市町村に対しては、くらし安全課から支庁を通じて各市町村の犯罪被害者等施策担当部署への情報提供を実施。</p>

## ■市町村との連携

- ・市町村職員を対象とした研修会等は現在は実施していないが、今後やっていきたいと考えている。
- ・平成21年度から、情報の共有及び情報交換の一環として、内閣府で発行している「犯罪被害者施策情報メールマガジン」を各市町村に提供するとともに、関連情報の提供を呼びかけている。

## ■犯罪被害者等に対する総合的対応窓口

### 【相談窓口～犯罪被害者等総合相談窓口】

- ・犯罪被害者相談は、北海道被害者相談室（社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター）に委託している。
- ・月曜日から金曜日 10時～16時までが相談時間となっている。



北海道家庭生活総合カウンセリングセンターにおける電話相談室と個別相談室

### 【委託先との連携】

- ・北海道被害者相談室は道庁の近隣にあるため、暮らし安全課に直接来られた方で、例えば性被害の相談など、当課だけでの対応が困難なときは、北海道被害者相談室まで連れて行くことができる。
- ・月に1度、相談実績等について報告を受けている。
- ・道、警察、北海道被害者相談室が連絡を密に取り、情報交換を行っている。
- ・民間である北海道犯罪被害者相談室と連携することにより犯罪被害者等に対する専門的知識と経験を兼ね備えたカウンセラーによる対応や全道からの相談に対応できる体制を整えている。

### ■広報啓発

- ・平成19年度から、内閣府と共に「犯罪被害者週間・国民のつどい」を開催している。平成19年度は札幌、平成20年度は旭川で開催し、本年度は釧路で開催予定である。
- ・札幌での行事も必要との認識から、道独自に「犯罪被害者等支援 道民のつどい」を開催している。約400名が参加し、被害者の話、取り組みなどの紹介を実施した。
- ・相談窓口のリーフレットを作成し、各市町村への配布や北海道被害者相談室への配架、イベントにおける配布を行い、広報につとめている。
- ・平成20年の犯罪被害者週間の期間中にラジオスポットCMを実施している。
- ・昨年、一昨年の国民のつどいにおいてアンケートを行ったが「はじめて知った」「より知ってもらうための機会が必要」等の回答があり、道民の意識の醸成を図るための取り組みが必要と感じている。



平成20年度「犯罪被害者支援 道民のつどい」



犯罪被害者週間啓蒙活動

- ・犯罪被害者支援の理解促進、広報のため様々なパンフレットや資料を作成している。



「北海道犯罪被害者等支援基本計画」「相談窓口の案内」「案内を掲載したカイロ」

#### 【社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター】

社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンターは、平成 9 年 5 月北海道警察本部からの受託事業として、「北海道被害者相談者室」を開設、平成 19 年 3 月に北海道公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、平成 19 年 8 月に北海道からの受託事業として「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」を開設、運営している。



社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道被害者相談室）

- ・17 名の相談員及び直接支援を行う 4 名の支援員により運営されている。登録相談員が月 2 回のボランティアにて対応している。
- ・相談のルートとしては警察からの紹介、本人の直接来所が主である。
- ・カウンセリングや病院への付き添い、また、子供の性的被害等は専門的な知識を必要とすることから理解ある医師を紹介することもある。
- ・相談員に対する研修制度を設けており、資格を 3 級から 1 級までランク分けしている。1 級取得には 3 年の研修期間が必要である。これまで約 800 人を認定、人材育成を図っている。



北海道犯罪被害者相談室でも独自に、  
犯罪被害者支援についての啓発や相談  
窓口の広報に積極的に取組んでいる。

道民のつどいでのカウンセリングセンターパネル展示



マグネットで貼り付けることができる案内  
相談窓口の案内 北海道家庭生活総合カウ  
ンセリングセンターにて作成し、区役所等に  
配布している。

相談窓口の案内

## （2）東京都 総務局人権部人権施策推進課

平成 20 年に策定した「東京都犯罪被害者等支援推進計画」（3 力年計画）に基づき、犯罪被害者等施策を推進している。

「支援のための相談窓口の設置」「支援事業の実施」、「都の各局等、区市町村、民間団体等との連携体制の構築」、「都民意識の啓発」を重点的に取り組む事項として定め、事業を進めている。

### ■犯罪被害者等施策に取り組んだ経緯及び概要

#### 【取組の経緯】

基本法制定前には主に警視庁が取組を行ってきた。東京都（知事部局）としては基本法制定後の平成 18 年以降に以下の対応を行っている。

平成 16 年 12 月	犯罪被害者等基本法 制定（17 年 4 月施行）
平成 17 年 12 月	犯罪被害者等基本計画 閣議決定
平成 18 年 6 月	東京都知事部局における施策担当窓口を総務局人権部に設置
平成 19 年 9 月	平成 19 年第 1 回定例会において、「支援プラン（仮称）」の策定を知事が答弁
平成 19 年 4 月	関係局部長級を委員とする「東京都犯罪被害者等支援推進会議」設置
平成 19 年 12 月	警視庁と共に「社会全体で犯罪被害者を支え、治安回復をめざす都民大会」開催
平成 20 年 1 月	「東京都犯罪被害者等支援推進計画」策定、公表

#### ◆支援のための相談窓口の設置

- ・平成 20 年 4 月 東京都総合相談窓口開設  
(社) 被害者支援都民センターと協働し、同センターに開設

- ・平成 20 年 4 月 精神的支援及び被害直後の一時的居住場所の提供の開始

#### ◆都の各局等、区市町村、民間団体等との連携体制の構築

##### 〈各局等との連携〉

- ・平成 20 年 3 月 「犯罪被害者等支援の手引」の作成及び説明会の開催
- ・平成 20 年 5 月～「犯罪被害者等支援に関する研修会」の開催（平成 20、21 年度）
- ・平成 21 年 3 月 「犯罪被害者等支援ガイド」（相談窓口、支援制度等具体的に職員が被害者に案内が可能なガイド）及び「相談窓口一覧リーフレット」の作成・配布

##### 〈区市町村との連携〉

- ・区市町村における施策担当窓口及び相談窓口の設置促進  
推進計画策定後、様々な機会を通じて被害者支援の現状や都の総合相談窓口等に関する情報提供などにより、区市町村における被害者支援への理解と取組を促進。
- ・平成 21 年 3 月 「犯罪被害者等支援ガイド」及び「相談窓口一覧リーフレット」の

### 作成・配布

- ・平成 21 年 6 月～9 月 「犯罪被害者等支援に関する研修会」の開催  
〈民間団体等との連携〉
  - ・平成 21 年 5 月 第 1 回「犯罪被害者等支援を進める会議」の開催  
(構成：町会連合会、社会福祉協議会など、11 の民間団体及び行政機関等)
  - ・平成 21 年 10 月 第 2 回会議を開催
- ◆都民意識の啓発
  - ・平成 21 年 5 月 犯罪被害者等支援講演会の開催
  - ・平成 21 年 5 月 「犯罪被害者等支援を進める会議」を構成する民間団体等を通じた啓発
  - ・平成 21 年 8 月 リーフレット（犯罪被害者等の人権）の作成・配布
  - ・平成 21 年 11 月 先進的な取組を進めている区市町村と共同で犯罪被害者週間行事を開催。

### ■犯罪被害者等施策担当部局の体制

- ・人権施策推進課の体制は、常勤が 10 名おり、犯罪被害者等施策の専任はうち 3 名。
- ・人権施策推進課の担当業務は、人権意識の高揚、普及啓発、研修、情報の収集及び管理に関する事項、犯罪被害者等支援の推進に関する事項となっている。

### ■啓発・人材育成

- ・支援を行う機関等の職員が、被害者の心情等を十分に理解・認識した上で、適切に支援業務を行えるよう、犯罪被害者等が置かれた状況、対応上留意すべきこと、組織間の連携等を解説した関係職員向けの冊子「犯罪被害者等支援の手引き～尊厳ある回復を支えるために～」を作成している。
- ・都職員を対象として、広く啓発を図るため的一般職員向け研修会と、支援担当職員を対象とした研修会の両方を開催している。
- ・区市町村職員向けの研修会を実施している。また、都区連絡会、都市町村の人権問題の連絡会を活用し、犯罪被害者等の情報交換を実施している。

### ■犯罪被害者等に対する総合的対応窓口

#### 【相談窓口～犯罪被害者総合支援窓口】

- ・都の総合相談窓口を社団法人被害者支援都民センターと協働し設置している。
- ・電話相談は月・木・金： 9：30～17：30、火・水： 9：30～19：00、FAX・インターネットは 24 時間、窓口は月曜～金曜（9：00～17：45）

### 【平成 20 年度の総合相談窓口における相談等件数】

- ・電話等相談 1, 939 件
- ・面接相談 216 件
- ・直接的支援（裁判所等への付添い、自宅訪問等） 478 件
- ・精神的支援（精神科医、臨床心理士等によるケア） 179 件

### ■支援制度の概要

都の総合相談窓口としては、従来からの都民センターの支援活動である情報提供や直接的支援（裁判所等への付添い、自宅訪問等）の実施に加え、以下の支援制度がある。

支援制度	内容
宿泊施設の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・一時的な居住場所の提供（1泊 11,000 円 6 泊 7 日を限度）をしている。自宅が犯行現場になった場合など、被害直後、他に居住する場所が無い被害者等に、ホテル・旅館業界や都職員共済組合等の協力を得て、一時的に滞在するホテル等を借り上げて提供するもの。</li><li>・中期的な居住に関しては、既存の施設活用を含め、早期確保を検討</li><li>・都営住宅の優遇抽選（当選率 5 倍）（募集案内に明記）</li></ul>
精神的支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害者等が、心的外傷、その他犯罪等により受けた影響から早期に回復できるよう、都の総合相談窓口において、平成 20 年度から精神的支援を実施</li><li>・精神科医によるカウンセリング 週 1 日、1 日 3 時間実施、相談者 1 人につき約 90 分</li><li>・臨床心理士等によるカウンセリング 週 4 日</li><li>・対象者は、被害の回復の観点から、真に精神的支援を必要とすると認められる者、東京都内に住所を有する者、東京都内で発生した刑事事件のうち、身体犯罪による被害を受けた者で、警察署への被害届などにより、当該犯罪による被害を受けたことが確認できる者</li><li>・精神的支援の制度の利用は、6 か月程度</li></ul>

### ■広報啓発

- ・相談窓口の周知を図るための広報は以下のとおりである。
  - 広報東京都（20 年 4 月号）
  - 区市町村広報誌（平成 20 年 4 月～8 月号）
  - P R ちらし（区市町村、警察署、都庁案内窓口、庁内各局等）
  - リーフレット
  - 都総務局ホームページ
  - 人権啓発センター情報誌「TOKYO 人権」

＜社団法人 被害者支援都民センターの概要＞

被害者支援都民センターは犯罪被害者等に対し、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的として、平成12年4月に設立された。平成14年5月、東京都公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、平成14年11月には東京都知事から「特定公益増進法人」の認定を受けた。



社団法人 被害者支援都民センター 入口と受付



面接相談室



電話相談室

### ■相談の流れ

- ・被害者の方の相談を電話やファックス、インターネット等で受け付け、助言や他機関の紹介等を行うほか、必要に応じて、来所いただき面接相談を実施する。警察や法テラス等関係機関から紹介を受けた被害者から相談を受けるケースもある。
- ・早期援助団体の指定を受けているので、警察から同意を得られた被害者の住所、氏名、事件の概要等の連絡を受けて、支援を実施する場合もある。
- ・必要に応じて、犯罪被害相談員による面接及び精神科医、臨床心理士等による精神的支援を行う。
- ・自宅訪問、警察署、病院、検察庁、裁判所等への付添いなどの直接的支援も実施する。

- ・支援利用者から、「手続がスムーズにできた」、「法廷の中まで、付き添ってくれたので心強く、意見陳述で自分の思いを話すことができた。」等の言葉をいただくこともある。

#### 【被害者支援都民センターとの連携】

相談窓口を民間団体と協働で設置、運営する利点としては、熟練した相談員による対応が可能になることなどが挙げられる。

#### ＜今後の課題＞

時間外の相談への対応など、都と（社）被害者支援都民センターとの事業の協定で、予定しない状況への対応などについて、双方の制約(予算面・人的側面等)がある。

### (3) 神奈川県（安全防災局 安全・安心まちづくり推進課 横浜駐在事務所）

神奈川県においては、犯罪がなく安心して暮らすことの重要性や犯罪被害を自分に関係するものと認識している県民が多く、犯罪被害者等支援について県民の関心は非常に高い。

県では平成 21 年 6 月 1 日に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」をオープンし、県、警察、民間支援団体（NPO 法人 神奈川被害者支援センター）の三者が一体となった窓口を設置し、相談者が情報や支援を一元的に受けられるようになった。

犯罪被害者等の支援に携わる人材の育成にも力を入れており、職員研修・講演会だけではなく、支援員養成講座や支援ボランティア養成講座等を行っている。

#### ■犯罪被害者等支援に取り組んだ背景及び経緯

##### 【取組の経緯】

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減と、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会づくりを目的として、平成 21 年 4 月 1 日に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」が施行された。

条例制定の背景には、現松沢知事が平成 19 年の知事選において、犯罪被害者の「個人の尊厳」を守り、その権利利益を保護するため、県の責務、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、支援体制の整備等の措置を定める条例の制定をめざすことをマニフェストに盛り込んだことがある。

これを踏まえ、犯罪被害者等支援条例が制定され、あわせて、条例の目的を実現するための行政計画となる「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」が策定された。

#### ■犯罪被害者等に対する総合的対応窓口

##### 【体制】

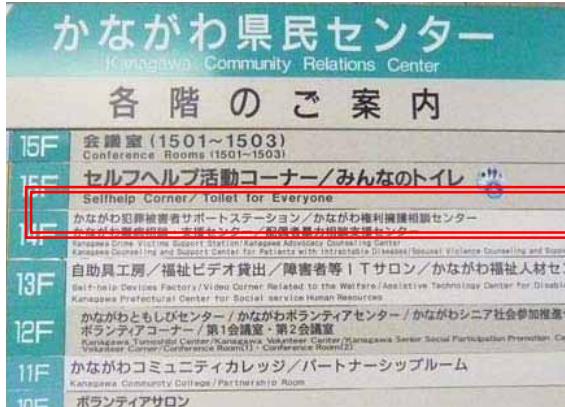
###### ・職員の体制

専任（常勤）： 5 名

（非常勤）： 2 名

##### 【相談窓口～犯罪被害者総合支援窓口】

- ・犯罪被害者等支援専用の窓口を設け、来訪相談、電話相談、その他に手紙・ハガキ等による相談も受付けている。（必要に応じ、市町村に出向いての相談にも対応）
- ・相談を受けた後、県、警察、民間支援団体の三者で今後どういう支援をしていくかを決める支援調整会議を行い、すぐに対応できるようにしている。



かながわ犯罪被害者サポートステーションの案内



神奈川被害者支援センターのポスター



かながわ犯罪被害者サポートステーション



神奈川被害者支援センターの案内

### 【犯罪被害者からの相談実績】

相談者が受けた被害は、暴行・傷害が多くある。相談内容としては、支援の具体的な内容や損害賠償請求、就職や職場でのトラブルについての相談が多い。

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」のオープン前、5月の相談件数は42件、オープンした6月は153件と3倍以上に増加した。

### ■主な取り組み

#### 【関係機関との連携】

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」では、県、警察、民間支援団体の職員が常駐し、様々な相談内容に対応するだけでなく、三者間で情報が円滑にやり取りできるよう努力している。また、関係する機関・団体とも緊密に情報交換等を行っている。

- ・犯罪被害者等が初めにどの機関に相談しても、多岐にわたる支援が途切れなく受けられるよう、市町村、検察庁、裁判所、弁護士会等、支援を提供する関係機関相互の情報共有を図り、「支援関係機関ネットワーク」を構築している。

- ・平成 21 年 5 月には県職員が各市町村を訪問し、以下の 2 点を依頼した。1 点目は、犯罪被害者等が県の用意する支援メニューを希望する場合のサポートステーションへの橋渡しについて。2 点目は、被害者がサポートステーションに行けない場合等に、県職員や弁護士、臨床心理士等が市町村に出向いて相談やカウンセリングが行えるよう、市町村の会議室等の場所提供について依頼した。

### 【職員研修】

平成 20 年 5 月、6 月に弁護士を講師に、犯罪被害者等支援に関する研修を実施した。平成 20 年 8 月、9 月、10 月に専門職職員に対する犯罪被害者支援講座を実施した。平成 21 年 3 月に犯罪被害者等理解促進研修を実施した。

これらの研修を通じて、犯罪被害者等の置かれた現状と支援の必要性、県の取組、犯罪被害者等の心理と必要な精神的ケアについて知識、理解を深めた。

### 【人材の育成】

神奈川県では、犯罪被害者等支援員や犯罪被害者支援ボランティアを育成するために「支援員養成講座」等を行っており、養成講座には、毎回 30 人程度が参加している。また、養成講座等を受講した人に、できるだけボランティアに参加してもらえるよう、今年度からボランティアの登録制度を県でスタートさせた。

### 【広報啓発】

新聞、テレビ以外に、県の広報紙「県のたより」の特集号や神奈川被害者支援センターの機関紙「ハートメッセージ」にサポートステーションの広報記事を掲載した。また、犯罪被害者等の手記や講演会の記録、支援関係機関等の活動事例を掲載した冊子を作成した。

平成 20 年 7 月には、県民の犯罪被害者等に対する理解状況や現状認識を把握し、条例の制定に向けての参考とするため、県政モニターを対象として「犯罪被害者への支援について」のアンケートを実施した。アンケート結果では、「犯罪がなく安心して暮らすことの重要性」について約 9 割の県民が非常に重要と回答している。「犯罪に巻き込まれるかもしれないという不安感」を抱いている県民は約 6 割となっており、犯罪被害を自分自身に関係するものと認識している県民が多く、意識の高さが覗える。

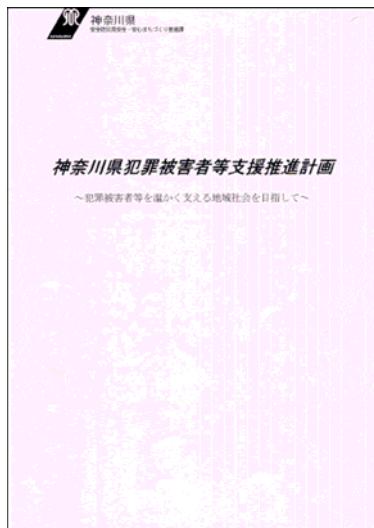


機関紙 ハートメッセージ

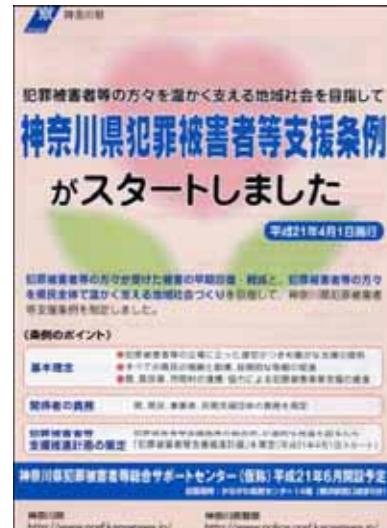


犯罪被害者等の方々からのメッセージ

- ・「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」の内容を示した冊子を発行した。
- ・神奈川県犯罪被害者等支援条例の施行を受け、チラシを作成し理解を促進した。
- ・県のホームページや他機関発行の広報紙誌等で広報を行った。



犯罪被害者等支援推進計画の冊子



犯罪被害者等支援条例のお知らせ

### 【講演会】

- ・平成 19 年 11 月 27 日に「神奈川県犯罪被害者支援シンポジウム」を開催した（参加者：476 名）。犯罪被害者等が置かれている現状を理解し、温かく支える地域づくりに向けて犯罪被害者等支援についての県、警察の取り組みを発表した。また、自分たちに何ができるのかを犯罪被害者等支援の現場から考えるためにパネルディスカッションを行った。シンポジウムへの障害のある人の参加も可能となるようコミュニケーション支援（パソコンによる要約筆記の提供）を実施した。また、開催中に被害者支援団体・被害者団体、児童組織や警察、行政の取り組みについてのパネル展示やチラシ配布を行った。
- ・平成 20 年 7 月 26 日に「神奈川県犯罪被害者支援県民大会」を開催した（参加者：455 名）。内容は前年度のシンポジウムと同様なものとし、さらに犯罪被害者家族の体験や被害者等に必要な支援、精神的ケアの重要性、被害者の方とのコミュニケーションのとり方、神奈川県犯罪被害者等支援条例の基本的な考え方について説明をした。

### 【きめ細かな支援】

条例の施行と推進計画の策定に伴い、平成 21 年度から、犯罪被害者等への支援施策として、弁護士による法律相談や臨床心理士等によるカウンセリング、緊急避難場所（ホテル等）の提供、生活資金貸付、民間支援団体が行う直接・生活支援事業への助成を開始した。

#### (4) 京都府（京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課）

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、府、市町村、府民が一体となって犯罪被害者等施策を推進している。

「京都府犯罪被害者サポートチーム」を発足させ、支援コーディネーターを配置している。

「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成して支援活動がスムーズに実施できるようにしている他、活動状況をまとめた「冊子」並びにまたメールマガジン（月1回発行）による情報提供を行っている。

#### ■犯罪被害者等施策に取り組んだ背景及び経緯

##### 【取組の経緯】

犯罪被害者の支援に関する規定を含む「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」は平成16年12月に、京都府議会の議員提案により制定された。さらに、平成17年12月には基本計画が策定され、平成18年度に施策の柱となるアクションプランを策定した。アクションプラン策定期段階では、学識経験者を始め府内関係課にも会議への参加を要請した他、パブリックコメントとして府民意見を聴いた上で、19年度予算で具体化している。

京都府では、総合的なサポートシステムの仕組みとして、国・府・市町村や警察等の公的機関の他に、被害者支援を行う民間の団体を含めた犯罪被害者等の総合的ネットワークシステムとして「京都府犯罪被害者サポートチーム（以下、「サポートチーム」と言う。）」を発足させた。

この「サポートチーム」を検討した背景には、近年、府内で3件の深刻な犯罪被害が発生し（いずれも12月に発生している）、いずれも子どもが犠牲になったことを受け、行政、警察、府議会が地域の安全確保と事後ケアについて非常に危機感を持っていましたことが挙げられる。

「サポートチーム」では、被害者の心の負担軽減や支援機関との橋渡しを目的とした「支援コーディネーター」を京都府の職員として配置し、被害者本人や家族などに対して法律・心理・生活などの様々な側面での支援をコーディネートする他、市町村並びに広く府民一般に対しても犯罪被害者支援の重要性を訴える研修事業を企画し、実施している。

支援コーディネーターには、被害者遺族の方も参加しており、相談者から希望があれば、被害者同士で忌憚のない「うち明け話」もできるよう、相談しやすい環境作りに努めている。

##### 【窓口設置後の主な取組】

###### ・府内外の関係作り

京都府府だけでなく、弁護士会、医師会、市町村、保護司会等と事案をどのように解決するか頻繁に連携を取り合っている。また、具体的な支援への助言や関係機関との調整、市町村事業や施策に関する助言を行っている。

市町村には、犯罪被害者支援に関する意識を高めるため、業務の基本的な考え方やそれぞれの支援機関・団体の概略、支援の仕組み、連絡先を記載した担当者向け「支援ハンドブック」を作成している他、月1回のメールマガジンの発行により関係者や府民への情報提供を継続している。



犯罪被害者支援ハンドブック  
(A4サイズ)

#### ・職員研修

市町村職員を対象とした研修会を年2回以上開催している、併せて、支援機関、他府県担当者にもオブザーバー参加を要請し、情報交換と併せ、研修ノウハウの交換も行なったところ。

#### ・広報啓発

府ホームページにできるだけ詳細に掲載する他、府提供番組や広報課事業において新聞、ラジオ、テレビや雑誌等で幅広く採り上げられている。

#### 【相談等の実績】

平成20年度の相談の内容は、殺人、暴行、傷害などの被害者からのものが目立つ。その他、法律関係（民事）の相談損害賠償についての照会もある。件数は102件で、内、法律手続についての照会が多く、次いで心のケア（カウンセリングの相談）についての相談がある。

なお、「サポートチーム」ができる以前の府への相談はほぼゼロである。

#### 【体制】

- ・職員の体制 専任（非常勤）：支援コーディネーター（臨床心理士、社会福祉士）  
兼任（常勤）：課長級1名、担当者2名（内1名府警からの派遣）

#### ■人材の育成

平成19年度以降、継続的に市町村職員を対象とした研修会を実施している。

なお、平成20年度では、10月に市町村担当者を対象にした研修会を開催し、窓口来訪者への対応について学んだ。この場においては、府内の機関・団体を含め近隣府県の県市職員にもオブザーバー参加を要請し、情報交換と併せ、研修ノウハウの交換も行なったところ。

## ■広報・啓発

### 【広報】

- ・京都府知事自らが「サポートチーム」を立ち上げる前後に記者発表したことで、様々なメディアからの取材があり、全国的にもPR効果が得られた。
- ・府ホームページでの紹介、府発行広報誌への記事掲載、講演会開催等により「サポートチーム」をPRした。
- ・毎月発行しているメールマガジンにおいて、各地の支援の具体的な取組についての紹介、次回研修会の開催等を情報提供している。
- ・「サポートチーム」の認知度を高めるため、活動報告を簡単にまとめた担当者向け「冊子」を作成し、チーム関係機関・団体・市町村へ配布した。



メールマガジン（2009. 4. 16 号）



犯罪被害者サポートチームの冊子

### 【講演会】

- ・平成 20 年 11 月 25 日、福知山市民会館において犯罪被害者支援をテーマとした講演会を開催した。市町村、警察署（犯罪被害者支援連絡協議会メンバー）、民生児童委員協議会など、京都府の北中部地域において支援にあたる機関・団体関係者 64 名が参加。併せて、「1 日被害者相談コーナー」を開設し、相談機会の増加に努めた。

### 【グループ討議】

- ・研修の仕組みとして、参加者には、「講演」と併せて必ず全員による「グループ討議」を行っている。ここでは、講演についての感想から支援ボランティアによる被害実態についての意見交換などを通じて、各自で取り組める支援について理解を深める場としている。また、支援ボランティアへの加入誘導のきっかけとなることを期待している。